

明治三十年法律第二十九号

砂防法

第一章 総則

第二章 土地ノ制限及砂防設備

第三章 砂防ニ関スル費用ノ負担、土地所有者ノ権利義務並收入等

第四章 警察、監督及強制手続

第五章 補則

第六章 附則

第七章 附則

第八章 附則

第九章 附則

第十章 附則

第十一章 附則

第十二章 附則

第十三章 附則

第十四章 附則

第十五章 附則

第十六章 附則

第十七章 附則

第十八章 附則

第十九章 附則

第二十章 附則

第二十一章 附則

第二十二章 附則

第二十三章 附則

第二十四章 附則

第二十五章 附則

第二十六章 附則

第二十七章 附則

第二十八章 附則

第二十九章 附則

第三十章 附則

第三十一章 附則

第三十二章 附則

第三十三章 附則

第三十四章 附則

第三十五章 附則

第三十六章 附則

第三十七章 附則

第三十八章 附則

第三十九章 附則

第四十章 附則

第四十一章 附則

第四十二章 附則

第四十三章 附則

第四十四章 附則

第四十五章 附則

第四十六章 附則

第四十七章 附則

第四十八章 附則

第四十九章 附則

第五十章 附則

第五十一章 附則

第五十二章 附則

二対シ其ノ工事ノ施行又ハ其ノ維持ヲナスコトヲ指示スルコトヲ得

本条ノ場合ニ於テハ国土交通大臣ハ此ノ法律ニ依リ都道府県知事ノ有スル職權ヲ直接施行スルコトヲ得

第七条 都道府県知事ハ其ノ管内ノ公共団体ノ行政ノ二対シ砂防工事ノ施行又ハ砂防設備ノ維持ヲナスコトヲ指示スルコトヲ得

第八条 他ノ工事、作業其ノ他ノ行為ニ因リ砂防工事ヲ施行スルノ必要ヲ生スルトキハ都道府県知事ハ其ノ行為ヲナシタル者ヲシテ其ノ工事ヲ施行シ又ハ其ノ砂防設備ノ維持ヲナサシムルコトヲ得

第九条 行政庁ハ砂防工事ノ請負ヲナスコトヲ得ス

第十条 砂防工事ノ請負ノ制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一条 第二条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ対シテハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ地租其ノ他ノ公課ヲ減免スルコトヲ得

第十二条 都道府県知事ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ砂防ノ台帳ヲ調製シ之ヲ保管スベシ

砂防ノ台帳ハ砂防指定地台帳及砂防設備台帳トス

第十三条 砂防ニ関スル費用ノ負担、土地所有者ノ権利義務並收入等

第十四条 第二条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地ノ監視及砂防設備ノ管理、維持並砂防工事ニ要スル費用ハ都道府県ノ負担トス

第十五条 砂防工事ニ要スル費用ニ付テハ国库ハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ二分ノ一ヲ負担ス但シ當該砂防工事ガ災害ニ因リ土砂ノ崩壊等ノ危険ナル状況ニ対処スル為ニ施行スル緊急砂防事業ニ係ルモノナルトキハ三分ノ二當該砂防工事ガ再度災害ヲ防止スル為ニ施行スルモノニシテ又ハ火山地、火山麓若ハ火山現象ニ因リ著シキ被害ヲ受クルノ虞アル地域ニ於テ施行スルモノニシテ災害ニ因リ土砂ノ崩壊等ノ危険ナル状況ニ対処スル為ニ施行スル緊急砂防事業ニ係ルモノ以外ノモノナルトキハ十分ノ五・五ヲ国库ノ負担割合トス

第十六条 砂防工事ノ上算ヨリ減スルコトアルモノ既ニ交付シタル金額ハ之ヲ還付セシメサルコトヲ得

第十七条 災害ニ因リ必要ヲ生シタル砂防工事ニ要スル費用ハ本条ニ依ルノ限ニ在ラス

第十四条 第六条ニ依リ国土交通大臣ニ於テ砂防設備ノ管理及維持ヲナシ又ハ砂防工事ヲ施行スル場合ニ於テハ其ノ費用ハ国库ノ負担トス

第十五条 前項ノ場合ニ於テハ国土交通大臣ハ都道府県知事ニ於テ砂防工事ニ要スル費用ノ三分ノ一ヲ負担セシム

第十六条 都道府県知事ハ其ノ管内ノ公共団体ニ砂防ニ関スル費用ノ一部ヲ負担セシムルコトヲ得

第十七条 砂防工事ニシテ他ノ工事、作業其ノ他ノ行為ニ因リ必要ヲ生スルモノナルトキハ其ノ費用ハ工事ノ必要ヲ生スル程度ニ於テ其ノ原因タル工事、作業其ノ他ノ行為ニ関シ費用ヲ負担スル者ヲシテ之ヲ負担セシムルコトヲ得但シ河川法第六十八条ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十八条 砂防工事ニシテ他ノ都道府県若ハ他ノ都道府県内ノ公共団体ニ於テ著シク利益ヲ受クルモノナルトキハ其ノ都道府県若ハ其ノ都道府県内ノ公共団体ヲシテ其ノ費用ノ一部ヲ負担セシムルコトヲ得

第十九条 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ発スル命令ニ依リ行政庁ノ命シタル事項ヲ遵守スル為ニ要スル費用ハ特別ノ規程ヲ設ケタル場合ヲ除クノ外其ノ命ヲ受ケタル者ノ負担トス

第二十条 国土交通大臣若ハ都道府県知事ニ於テ義務者ノ履行セシメタル力ヲ執行シ又ハ第三者ヲシテ執行セシメタル力ヲ追徴スルコトヲ得

第二十一条 公共団体ハ砂防工事若ハ砂防ニ関スル費用ノ為寄付ヲナスコトヲ得

第二十二条 公共団体ハ砂防ニ関スル費用ニ付キ私人若ハ其ノ区域内ノ公共団体ニ補助ヲナスコトヲ得

第二十三条 公共団体ハ砂防ニ関スル費用ニ付キ利害關係ノ厚薄ヲ標準トシテ其ノ区域内ニ於テ不均一ノ賦課ヲナスコトヲ得

第二十四条 砂防工事ノ為必要ナルトキハ都道府県知事ハ管内ノ土地若ハ森林ノ所有者ニ命シ補償金トシテ時価相当ノ金額ヲ下付シテ其ノ所有ニ係ル土石、砂礫、芝草、竹木及運搬具ヲ供給セシムルコトヲ得但シ時価ニ関シテ協議整ハサルトキ又ハ所有者不明ナルトキ若ハ其ノ所在不明ナルトキハ都道府県知事ハ相当ト認ムル金額ヲ供託シテ本条ノ供給ヲナサシムルコトヲ得

第二十五条 砂防ノ必要ナルトキハ行政庁ハ第二条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地又ハ之ニ鄰接スル土地ニ立入り又ハ其ノ土地ヲ材料

置場等ニ供シ又ハ已ムヲ得サルトキハ其ノ土地ニ現在スル障害物ヲ除却スルコトヲ得

第二十六条 前項ノ適用ニ依リ損害ヲ受ケタル者ハ使用若ハ除却ノ後三箇月以内ニ補償金ヲ請求スルコトヲ得

第二十七条 第二条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地ノ所有者若ハ關係人ハ行政庁若ハ其ノ命ヲ受ケタル私人ニ於テ其ノ土地ニ砂防工事ヲ施行シ又ハ砂防設備ノ維持ヲナスコトヲ拒ムコトヲ得ス

第二十八条 法律、命令若ハ許可認可ノ条件ニ違背シタル工事、設備若ハ工作物ノ管理ニ因リ損害ヲ受ケシメタル者ハ其ノ損害ヲ賠償スベシ

第二十九条 此ノ法律ニ依リ行政庁ニ於テ下付スヘキ補償金若ハ賠償金ハ其ノ行政庁ノ直接ニ管轄スル公共団体ノ負担トス

第三十条 砂防設備ヨリ生スル収入ハ都道府県ニ歸ス但シ都道府県知事ハ其ノ収入ヲ第二条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地若ハ其ノ土地ニ在ル森林ノ所有者又ハ其ノ砂防設備ノ施設者ニ下付スルコトヲ得

第三十一条 砂防設備ニシテ其ノ公用ヲ廢シタルトキハ都道府県知事ハ之ヲ其ノ砂防設備ノ現在スル土地若ハ森林ノ所有者ニ下付スルコトヲ得

第四章 警察、監督及強制手続

第三十二条 第四条ニ依リ国土交通大臣若ハ都道府県知事ニ於テ一定ノ事項ニ對シ許可ヲ受ケシメタル場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ国土交通大臣若ハ都道府県知事ハ其ノ許可ヲ取消シ若ハ其ノ効力ヲ停止シ若ハ其ノ条件ヲ變更シ又ハ設備ノ變更若ハ原形ノ回復ヲ命シ又ハ許可セラレタル事項ニ因リ生スル害ヲ予防スル為ニ必要ナル設備ヲ命スルコトヲ得

第三十三条 法律、命令若ハ許可ノ条件ニ違背シタル者ハ行政庁ノ命スル所ニ從ヒ其ノ違背ニ因リテ生スル事実ヲ更正シ且其ノ違背ニ因リテ生スヘキ損害ヲ予防スル為ニ必要ナル設備ヲナスベシ

第三十四条 都道府県知事ハ第二条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地監視ノ為並砂防設備管理ノ為其ノ補助機關タル職員ヲ置クヘシ

第三十五条 国土交通大臣ハ砂防ニ関スル行政ニ付キ公共団体ノ行政庁ニ必要ナル指示ヲナスコトヲ得

都道府県知事ハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ管内ノ公共団体ノ行政庁ニ必要ナル指示ヲナスコトヲ得

都道府県知事ハ其ノ管内ノ公共団体ノ行政ノ二対シ砂防工事ノ施行又ハ砂防設備ノ維持ヲナスコトヲ指示スルコトヲ得

都道府県知事ハ其ノ管内ノ公共団体ノ行政ノ二対シ砂防工事ノ施行又ハ砂防設備ノ維持ヲナスコトヲ指示スルコトヲ得

都道府県知事ハ其ノ管内ノ公共団体ノ行政ノ二対シ砂防工事ノ施行又ハ砂防設備ノ維持ヲナスコトヲ指示スルコトヲ得

都道府県知事ハ其ノ管内ノ公共団体ノ行政ノ二対シ砂防工事ノ施行又ハ砂防設備ノ維持ヲナスコトヲ指示スルコトヲ得

都道府県知事ハ其ノ管内ノ公共団体ノ行政ノ二対シ砂防工事ノ施行又ハ砂防設備ノ維持ヲナスコトヲ指示スルコトヲ得

都道府県知事ハ其ノ管内ノ公共団体ノ行政ノ二対シ砂防工事ノ施行又ハ砂防設備ノ維持ヲナスコトヲ指示スルコトヲ得

都道府県知事ハ其ノ管内ノ公共団体ノ行政ノ二対シ砂防工事ノ施行又ハ砂防設備ノ維持ヲナスコトヲ指示スルコトヲ得

都道府県知事ハ其ノ管内ノ公共団体ノ行政ノ二対シ砂防工事ノ施行又ハ砂防設備ノ維持ヲナスコトヲ指示スルコトヲ得

都道府県知事ハ其ノ管内ノ公共団体ノ行政ノ二対シ砂防工事ノ施行又ハ砂防設備ノ維持ヲナスコトヲ指示スルコトヲ得

都道府県知事ハ其ノ管内ノ公共団体ノ行政ノ二対シ砂防工事ノ施行又ハ砂防設備ノ維持ヲナスコトヲ指示スルコトヲ得

都道府県知事ハ其ノ管内ノ公共団体ノ行政ノ二対シ砂防工事ノ施行又ハ砂防設備ノ維持ヲナスコトヲ指示スルコトヲ得

都道府県知事ハ其ノ管内ノ公共団体ノ行政ノ二対シ砂防工事ノ施行又ハ砂防設備ノ維持ヲナスコトヲ指示スルコトヲ得

都道府県知事ハ其ノ管内ノ公共団体ノ行政ノ二対シ砂防工事ノ施行又ハ砂防設備ノ維持ヲナスコトヲ指示スルコトヲ得

都道府県知事ハ其ノ管内ノ公共団体ノ行政ノ二対シ砂防工事ノ施行又ハ砂防設備ノ維持ヲナスコトヲ指示スルコトヲ得

此ノ法律ニ規定シタル事項ニシテ国土交通大臣若ハ都道府県知事ノ認可ヲ要スルモノハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九条及第二十條ニ規定シタル事項並此ノ法律ニ依リ行政庁ニ付与シタル職權ニ関シテハ命令ヲ以テ制限ヲ設クルコトヲ得

第三十三條 他ノ都道府県若ハ他ノ都道府県内ノ公共団体若ハ私人ヲシテ費用ヲ負担セシムル為ニ必要ナル手續ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十四條及第三十五條 削除

第三十六條 私人ニ於テ此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ依ル義務ヲ怠ルトキハ国土交通大臣若ハ都道府県知事ハ一定ノ期限内ヲ示シ若シ期限内ニ履行セザルトキ若ハ之ヲ履行スルモ不充分ナルトキハ五百円以内ニ於テ指定シタル過料ニ処スルコトヲ予告シテ其ノ履行ヲ命スルコトヲ得

第三十七條 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ関シ保証金ヲ納付セシメタル場合ニ於テハ行政庁ニ於テ直ニ之ヲ其ノ納付ノ目的又ハ過料ニ充用スルコトヲ得

第三十八條 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ依リ私人ニ於テ負担スヘキ費用及過料ハ此ノ法律ニ於テ特ニ民事訴訟ヲ許シタル場合ヲ除クノ外行政庁ニ於テ国税滞納処分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得

第三十九條 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ依リ行政庁ニ付与シタル職權ハ行政処分ニ依リ之ヲ強制スルコトヲ得

第四十條 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ関シテハ砂防視察ノ職務ヲ有スル官吏ヲシテ命令ノ定ムル所ニ從ヒ警察官ノ職權ノ全部若ハ一部ヲ執行セシムルコトヲ得

第四十一條 此ノ法律ニ規定シタル私人ノ義務ニ関シテハ命令ヲ以テ二百円以内ノ罰金若ハ一年以下ノ禁錮ノ罰則ヲ設クルコトヲ得

第五十條 国庫ハ当分ノ間公共団体ニ對シ第十三條第一項ニ依リ国庫ニ於テ其ノ費用ニ付テ負担

第四十二條 削除

第四十三條 削除

第四十四條 此ノ法律ニ規定シタル国土交通大臣ノ職權ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ一部ヲ地方整備局長又ハ北海道開発局長ニ委任スルコトヲ得

第四十五條 此ノ法律ノ規定ニ依リ地方公共団體ガ処理スルコトトサレテイル事務ノ内左ニ掲グルモノハ地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)第二條第九項第一號ニ規定スル第一號法定受託事務(次項ニ於テ第一號法定受託事務ト稱ス)トス

第四十六條 削除

第四十七條 此ノ法律ハ明治三十年四月一日ヨリ施行ス

於テ補償金額ノ通知ヲナシタル日ヨリ六箇月以内ニ訴テ以テ其ノ増額ヲ請求スルコトヲ得

第四十四條 此ノ法律ニ規定シタル国土交通大臣ノ職權ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ一部ヲ地方整備局長又ハ北海道開発局長ニ委任スルコトヲ得

第四十五條 此ノ法律ノ規定ニ依リ地方公共団體ガ処理スルコトトサレテイル事務ノ内左ニ掲グルモノハ地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)第二條第九項第一號ニ規定スル第一號法定受託事務(次項ニ於テ第一號法定受託事務ト稱ス)トス

第四十六條 削除

第四十七條 此ノ法律ハ明治三十年四月一日ヨリ施行ス

第四十八條 此ノ法律ニ規定シタル私人ノ義務ニ関シテハ命令ヲ以テ二百円以内ノ罰金若ハ一年以下ノ禁錮ノ罰則ヲ設クルコトヲ得

第四十九條 第十四條第二項ノ規定ノ平成二十二年度ニ於ケル適用ニ付テハ同項中「砂防工事」トアルハ「砂防工事又ハ災害ニ因ル危険ナル状況ニ対処スル為ニ速力ニ施行スルコトヲ要スルモノトシテ政令ヲ以テ定ムル砂防設備ニ係ル工事」トス

第五十條 国庫ハ当分ノ間公共団体ニ對シ第十三條第一項ニ依リ国庫ニ於テ其ノ費用ニ付テ負担

第五十一條 国庫ハ当分ノ間公共団体ニ對シ第十三條第一項ニ依リ国庫ニ於テ其ノ費用ニ付テ負担

第五十二條 削除

第五十三條 削除

第五十四條 此ノ法律ニ規定シタル国土交通大臣ノ職權ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ一部ヲ地方整備局長又ハ北海道開発局長ニ委任スルコトヲ得

第五十五條 此ノ法律ノ規定ニ依リ地方公共団體ガ処理スルコトトサレテイル事務ノ内左ニ掲グルモノハ地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)第二條第九項第一號ニ規定スル第一號法定受託事務(次項ニ於テ第一號法定受託事務ト稱ス)トス

第五十六條 削除

第五十七條 此ノ法律ハ明治三十年四月一日ヨリ施行ス

第五十八條 削除

スル砂防工事ニシテ日本電信電話株式會社ノ株式の売却収入ノ活用による社会資本ノ整備の促進に關する特別措置法(昭和二十二年法律第八十六號)以下社会資本整備特別措置法ト稱ス)第一條第一項第二號ニ該當スルモノニ要スル費用ニ充用スル資金ニ付テ予算ノ範圍内ニ於テ第十三條第一項ニ依リ国庫ニ於テ負担スル金額ニ相當スル金額ヲ貸付ヲナスコトヲ得此ノ場合ニ於テ同項ニ依リ国庫ノ負担ノ割合ニ付テ同項ニ異ナリタル規程ヲ設ケタル法令アルトキハ国庫ニ於テナス貸付ノ金額ハ同項及之ノ法令ニ依リ国庫ニ於テ負担スル金額ニ相當スル金額トス

国庫ハ当分ノ間公共団体ニ對シ予算ノ範圍内ニ於テ第二條ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ於テテナス砂防設備ニ関スル事業(前項ノ砂防工事ヲ除ク)ニシテ社会資本整備特別措置法第二條第一項第二號ニ該當スルモノニ要スル費用ニ充用スル資金ノ一部ヲ貸付スルコトヲ得

前二項ノ貸付金ハ利子ヲ付セズ其ノ償還期間ハ五年(二年以内ノ据置期間ヲ含ム)以内ニ於テ政令ヲ以テ定ムル期間トス

前項ニ定ムルモノノ外第一項又ハ第二項ニ依リ貸付金ノ償還方法、償還期限ノ繰上其ノ他償還ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項ニ依リ国庫ニ於テ公共団体ニ對シ貸付ヲナシタル場合ニ於テハ第十三條第一項ニ依リ国庫ノ負担若シ第一項後段ノ法令アルトキハ同條第一項及之ノ法令ニ依リ国庫ノ負担ニシテ其ノ貸付ノ対象タル砂防工事ニ係ルモノニ付テハ其ノ貸付金ノ償還時ニ於テ其ノ貸付金ノ償還金ニ相當スル金額ヲ交付スルニ依リテ之ヲナスモノトス

第二項ニ依リ国庫ニ於テ公共団体ニ對シ貸付ヲナシタル場合ニ於テハ国庫ハ其ノ貸付ノ対象タル事業ニ付テ其ノ貸付金ニ相當スル金額ノ補助ヲナスモノトシ其ノ補助ニ付テハ其ノ貸付金ノ償還時ニ於テ其ノ貸付金ノ償還金ニ相當スル金額ヲ交付スルニ依リテ之ヲナスモノトス

第一項又ハ第二項ニ依リ貸付ヲ受ケタル公共団体ニ於テ其ノ貸付金ニ付キ第三項及第四項ニ基キテ定マリタル償還期限ノ繰上ガ償還ヲナシタル場合ニ於テハ政令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外其ノ償還ハ前二項ノ適用ニ付テハ其ノ償還期限ノ到来時ニ於テ之ヲナシタルモノト看做ス

附則(大正一三年七月一八日法律第三号)

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則(昭和二年五月三十一日法律第一六八号)抄

この法律は、公布の日から施行する。

附則(昭和二年八月一五日法律第二一三号)抄

この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。

この法律施行前従前の法令の規定によりなされた許可、認可その他の処分又は申請、届出その他の手続は、それぞれ改正後の相当規定に基いてなされた処分又は手続とみなす。

この法律施行の際従前の法令の規定により置かれていた機関又は職員は、それぞれ改正後の相当規定に基いて置かれたものとみなす。

附則(昭和三年四月二〇日法律第一四八号)抄

この法律は、昭和三十四年法律第四十七号)の施行の日から施行する。(公課の先取特権の順位の改正に関する経過措置)

第二章の規定による改正後の各法令(徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二條第十二号に規定する強制換領手続による配当手続が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている場合における当該法令の規定に規定する徴収金の先取特権の順位については、なお従前の例による。

附則(昭和三年五月一六日法律第一四〇号)抄

この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を專屬管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関

この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関

この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関

この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関

この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関

この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関

この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関

この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関

この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関

この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関

この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関

係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

附則（昭和三十七年九月一五法律第一六一号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができるとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和三十八年六月一日法律第九四号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の砂防法第三条ノ二の規定は、昭和三十八年一月一日以後に発生した災害に関し適用する。

附則（昭和三十九年七月一〇日法律第一六八号）抄

1 この法律は、新法の施行の日（昭和四十年四月一日）から施行する。

附則（昭和六〇年五月一八日法律第三七号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和六一年五月八日法律第四六号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律（第十一条、第十二条及び第三十四条の規定を除く。）による改正後の法律の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の特別に係る規定並びに昭和六十一年度及び昭和六十二年度の特別に係る規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度（昭和六十一年度及び昭和六十二年年度の特例に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年年度。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（昭和六十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助を除く。）並びに平成元年度及び平成二元年度の特別に係る規定は、昭和六十一年度及び平成二元年度（昭和六十一年度及び平成二元年度の特例に係るものにあつては、昭和六十一年度及び平成二元年度。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（平成元年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度及び平成二元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び平成元年度及び平成二元年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度及び平成二元年度の特別に係るものにあつては、平成元年度及び平成二元年度。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に

以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則（昭和六二年三月三十一日法律第一一号）抄

1 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の法律の規定は、昭和六十一年度及び昭和六十三年度の予算に係る国の負担及び当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担（以下この項において「国等の負担」という。）であつて昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされたもの以外のもので、昭和六十一年度及び昭和六十三年年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされる国等の負担並びに昭和六十一年度及び昭和六十三年年度の歳出予算に係る国等の負担で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則（昭和六二年九月四日法律第八七号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、第六条及び第八条から第十二条までの規定による改正後の国有林野事業特別会計法、道路整備特別会計法、治水特別会計法、港湾整備特別会計法、都市開発資金融通特別会計法及び空港整備特別会計法の規定は、昭和六十一年度の予算から適用する。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律（第十一条及び第十九条の規定を除く。）による改正後の法律の平成三年度及び平成四年度の特別に係る規定並びに平成三年度の特例に係る規定は、平成三年度（平成三年度の特例に係るものにあつては、平成三年度。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（平成三年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成三年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び平成三年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年度の特例に係るものにあつては、平成三年度。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に

係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項及び次項において同じ。）又は補助（昭和六十三年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担及び昭和六十三年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに平成元年度及び平成二元年度における事務又は事業の実施により平成三年度（平成元年度の特例に係るものにあつては、平成二元年度。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（平成元年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度及び平成二元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び平成元年度及び平成二元年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度及び平成二元年度の特別に係るものにあつては、平成元年度及び平成二元年度。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に

以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則（平成元年四月一〇日法律第二二号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律（第十一条、第十二条及び第三十四条の規定を除く。）による改正後の法律の平成元年度及び平成二元年度の特例に係る規定並びに平成元年度の特例に係る規定は、平成元年度及び平成二元年度（平成元年度及び平成二元年度の特例に係るものにあつては、平成元年度及び平成二元年度。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（平成元年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度及び平成二元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び平成元年度及び平成二元年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度及び平成二元年度の特別に係るものにあつては、平成元年度及び平成二元年度。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に

係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項及び次項において同じ。）又は補助（昭和六十三年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担及び昭和六十三年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに平成元年度及び平成二元年度における事務又は事業の実施により平成元年度及び平成二元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び平成元年度及び平成二元年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度及び平成二元年度の特別に係るものにあつては、平成元年度及び平成二元年度。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に

以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

1 この法律は、平成三年四月一日から施行する。

2 この法律（第十一条及び第十九条の規定を除く。）による改正後の法律の平成三年度及び平成四年度の特別に係る規定並びに平成三年度の特例に係る規定は、平成三年度（平成三年度の特例に係るものにあつては、平成三年度。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（平成三年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成三年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び平成三年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年度の特例に係るものにあつては、平成三年度。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（平成三年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成三年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び平成三年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年度の特例に係るものにあつては、平成三年度。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に

係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項及び次項において同じ。）又は補助（昭和六十三年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担及び昭和六十三年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに平成元年度及び平成二元年度における事務又は事業の実施により平成三年度（平成元年度の特例に係るものにあつては、平成二元年度。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（平成元年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度及び平成二元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び平成元年度及び平成二元年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度及び平成二元年度の特別に係るものにあつては、平成元年度及び平成二元年度。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に

以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則（平成三年三月三〇日法律第一五号）抄

1 この法律は、平成三年四月一日から施行する。

2 この法律（第十一条及び第十九条の規定を除く。）による改正後の法律の平成三年度及び平成四年度の特別に係る規定並びに平成三年度の特例に係る規定は、平成三年度（平成三年度の特例に係るものにあつては、平成三年度。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（平成三年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成三年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び平成三年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年度の特例に係るものにあつては、平成三年度。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（平成三年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成三年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び平成三年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年度の特例に係るものにあつては、平成三年度。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に

係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項及び次項において同じ。）又は補助（昭和六十三年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担及び昭和六十三年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに平成元年度及び平成二元年度における事務又は事業の実施により平成元年度及び平成二元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び平成元年度及び平成二元年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度及び平成二元年度の特別に係るものにあつては、平成元年度及び平成二元年度。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に

(経過措置)

第二条 第一条から第八条まで並びに附則第六条及び第九条の規定による改正後の次の各号に掲げる法律の規定は、当該各号に定める国の負担(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この条において同じ。)について適用し、平成二十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成二十二年度以降の年度に支出される国の負担、平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担及び平成二十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担で平成二十二年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

一 次に掲げる法律の規定 平成二十二年度の予算に係る国の負担(平成二十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成二十二年度に支出される国の負担及び平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年度に支出すべきものとされた国の負担を除く。)並びに同年度における事務又は事業の実施により平成二十三年度以降の年度に支出される国の負担、平成二十二年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十三年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担及び平成二十二年度の歳出予算に係る国の負担で平成二十三年度以降の年度に繰り越されるもの

イ 砂防法第四十九条の規定により読み替えて適用する同法第十四条第二項

二 略

三 次に掲げる法律の規定 平成二十三年度以降の年度の予算に係る国の負担(平成二十二年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成二十三年度以降の年度に支出される国の負担及び平成二十二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担を除く。)

イ 砂防法第十四条第二項

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日